

## (平成30年度) 第1回 個人住民税検討会議事概要

- 1 日 時 平成30年10月30日(火)15時00分～17時00分
- 2 場 所 合同庁舎2号館1階 共用会議室3
- 3 出席者 林座長、岩田委員、小笠原委員、神山委員、武田委員、野崎委員、  
原田委員、吉富委員、渡辺委員
- 4 議事次第
  - (1) 開会
  - (2) 特別徴収税額通知の電子化
  - (3) グローバル社会における個人住民税のあり方
  - (4) 閉会
- 5 議事の経過
  - 総務省より、平成30年度の第1回個人住民税検討会開催にあたり開催要綱の説明及び座長以下委員の紹介があった。
  - 総務省より、議事次第の内容についてそれぞれ説明を行い、その後、意見交換が行われた。

(以下、主な意見等)

**【特別徴収税額通知の電子化】**  
(秘匿措置について)

  - 特徴義務者を經由して通知を送るため、現行制度上宛名等の内容を確認することは想定されるとはいうものの、宛名等だけでなく控除情報も見ることが許容されるとまで解するのは困難ではないか。
  - 秘匿措置が原因で電子化が後退してしまうのは望ましくないと考えるため、むしろ秘匿措置を緩和する方向で進めるべきではないか。
  - 秘匿措置を講じることとすれば、5月中に特別徴収税額通知の発送をすることが難しい。
  - 現在は企業側もプライバシー保護に取り組んでいるため、電子的な措置を講ずるだけでなく、企業側の規定で縛るなども考えられるのではないか。

(その他)

- 企業側としては、納税義務者用通知を電子データで受領し、その後企業内部で電子データと紙に分けて配布するのが望ましいと考える（地方団体における紙送付廃止）。
- 資料にある「特徴税額通知の電子化の利用見込みについて」は、国内企業数の99.7%を占める中小企業の実態が反映されておらず、電子の通知を見る環境が整っていない多くの中小企業では、結局、従業員に紙に印刷して渡すことになり、事務負担が増えると思う。
- 納税義務者用通知を電子化することの納税者のメリットがないため、マイナポータルを開設させて通知を送付するなどの個人のイニシアティブに依存するのは困難ではないか。
- 紙で納税義務者用通知を受領したい人がどれほどいるのかによって、電子化した際の効率性が変わってくるのではないか。
- 自治体側としては、紙と電子の二重管理の問題はあるものの、一部でも電子化すれば処理時間の短縮につながるため、少しずつでも納税義務者用通知の電子化を進めていくべきではないか。

#### 【グローバル社会における個人住民税のあり方】

- 今後も、外国人労働者が増えていくことが想定されることから、本格的に検討すべき課題。
- 出国する外国人に対する課税について検討する場合には、各国と締結している租税条約との関係を確認する必要がある。
- 外国人の納税意識を高めるためには、外国人も様々な地方公共団体が提供する行政サービスを受けていることを理解していただくことが必要ではないか。
- 企業側では退職する外国人が出国するかどうかは分からない。このことは出国する外国人に対する特別徴収税額に係る残税額の一括徴収の義務化を検討する場合の課題となる。

○ 地方税の滞納情報と出入国管理の情報を連携することも考えられるか。

(以 上)